

巻頭言 就任のご挨拶

大学が主役としての役割を果たせる評価へ

令和2年10月27日開催の当機構臨時理事会において、理事長に選定されました。今回の理事長選定は、本年7月30日開催の臨時理事会で選定された佐藤東洋士理事長が10月18日に急逝されたという緊急事態に鑑み、副理事長であった私(石井)が選定されたものと考えております。高等教育を取巻く環境は大変厳しい状況にあり、さらに現下においては、新型コロナウイルス感染症拡大というこれまでに経験したことのない未曾有の事態に直面しておりますが、誠心誠意職責を果たす所存であります。

平成16年に発足以来、当機構は、各大学とのコミュニケーションを重視しながら、ピア・レビュー(同僚評価)の精神を礎に私立大学等の特性に配慮するとともに、各大学の個性を重視し、それぞれの大学の建学の精神を生かした改革・改善に資する認証評価に取り組んできました。

今年度は、認証評価制度第3期の3年目に当たりますが、新型コロナウイルス感染症への対応のため、例年開催しているセミナー等は中止せざるを得ませんでした。また、評価事業はオンラインによる評価員会議や実地調査など、これまでとは異なる方法で実施しております。関係者の皆様のご理解・ご協力に感謝申し上げます。

中央教育審議会大学分科会のもとに質保証システム部会が設置され、本年7月から設置基準、設置認可審査及び認証評価制度等を一体とした質保証システムの在り方について、具体的な審議が開始されております。

当機構としても、今後の議論の動向を注視し、これらの状況を踏まえ、適切な対応と評価の在り方の研究にも意を用いて、グローバル化や地域活性化の主役としての大



公益財団法人
日本高等教育評価機構 理事長
石井 正彦

学が、その役割を果たせるような評価の方向性を示し、大学の教育・研究活動がより活性化するための一助となるよう努めて参ります。

引続き、皆様のご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

新役員名簿 (敬称略・五十音順)

●理事(17人)

〈理事長〉
石井 正彦
〈副理事長〉
安井 利一 学校法人明海大学理事・明海大学学長
〈常務理事〉
伊藤 敏弘 公益財団法人日本高等教育評価機構事務局長
〈理事〉

青木 二郎 弁護士法人内幸町総合法律事務所代表社員
石津 和彌 学校法人福原学園特別顧問
小出 秀文 日本私立大学協会常務理事・事務局長
清水 一彦 公立大学法人山梨県立大学理事長、
山梨県立大学学長

瀬戸熊 修 学校法人千葉工業大学理事長
瀬野 隆 学校法人国士館常任理事・評議員、
国士館大学名誉教授
高井 昌史 株式会社紀伊屋書店代表取締役会長兼社長
高柳 元明 学校法人東北医科薬科大学理事長、
東北医科薬科大学学長

塚本 英邦 学校法人塚本学院副理事長、大阪芸術大学副学長、
大阪芸術大学短期大学部学長
中山 峰男 学校法人君が淵学園理事長、崇城大学学長
福山 愛保 徳島文理大学副学長
水戸 英則 学校法人二松学舎理事長
三輪 博美 学校法人名古屋電気学園常務理事・経営統括本部長
山谷敬三郎 学校法人北翔大学理事、北翔大学学長、
北翔大学短期大学部学長

●監事(2人)

遠山 耕平 一般財団法人東京国立博物館協会常務理事、
元平成国際大学学長
三田村典昭 三田村会計事務所代表

※任期 令和2年7月28日～令和4年6月の定時評議員会終結の時まで

評議員名簿はホームページ(トップ→機構の概要→組織と名簿)をご覧ください。

C O N T E N T S

巻頭言⇒就任のご挨拶	1
報告⇒令和元(2019)年度 評価結果	2
From JIHEE	3

Annual Plan & Report (事業計画・事業報告)	3
NOTE⇒新型コロナ感染症拡大への対応	
認証評価の実施方法を変更	4

17大学・1短期大学の認証評価を実施

令和元(2019)年度は、17大学・1短期大学の機関別認証評価と2大学・1短期大学の再評価を行い、その結果を令和2(2020)年3月に公表しました。また、34大学から57件の改善報告を受け、審査を行いました。

■「改善を要する点」が大幅に減少

認証評価制度第3期の2年目となる令和元(2019)年度は、17大学・1短期大学の認証評価を実施し、全てを「適合」としました。また、再評価は、平成29(2017)年度の認証評価において「保留」となった2大学と1短期大学について実施し、1短期大学を「適合」、2大学を「不適合」としました(表1)。「不適合」の要因は、財政基盤が確立されていない状況や、収容定員充足率の低さでした。

令和元(2019)年度は、多くの大学が3回目の受審であり、自己点検評価書からは、過去の評価結果等を通して、不漸の改革・改善が進められていることが確認できます。

そのためか、初めて認証評価を受ける大学が多かった前年度と比較して、「改善を要する点」が大幅に減少しました。基準別に見ると、基準4「教員・職員」が6件と最多であり、そのほとんどが学長のガバナンス機能に係る規則等の整備に関するものでした(表2)。近年、同様の指摘が多いことから、当機構は、次年度の評価申請校に重点的に説明するなど、引続き対策を講じる予定です。

重点評価項目としている基準6「内部質保証」では、「改善を要する点」が3件ありました。他の基準における「改善を要する点」が、内部質保証システムの機能性に起因する場合は、基準6においても併せて指摘することにしており、3件はいずれもこれに該当したものです。

なお、「改善を要する点」の指摘があった大学に対しては、今後3年以内に改善報告書を大学のホームページに公表するとともに、エビデンス資料などを含めて当機構へ提出することを求めました。

■多様な「優れた点」

「優れた点」は、前年度と同様に、基準2「学生」において最も多く挙げられました。内容としては、高校生の大学選びを支援するサイトの開設、学修支援として全ての講義を録画し学生に提供、留学生と日本人学生が同居する学生寮、学生参画のFD研修会を行い成果報告書を発行するなど、多様な取組みが見られました。

基準3「教育課程」にも多くの「優れた点」があり、特に第3期の新設基準項目である3-3「学修成果の点検・評価」では、ルーブリックやポートフォリオを活用したディプロマ・

表1 評価結果の概要

●大学機関別認証評価

「適合」17大学 (☆は「改善報告書」の提出を求めた大学)
愛知工業大学/桜美林大学/☆岡崎女子大学/☆金沢星稜大学/
神田外語大学/☆サイバー大学/事業創造大学院大学/仙台大学/
田園調布学園大学/長崎国際大学/日本医療大学/日本医療科学
大学/☆広島文教大学/☆別府大学/明海大学/四日市看護医療
大学/☆了徳寺大学

●短期大学機関別認証評価

「適合」1短期大学
安田女子短期大学

●再評価 ※()内は認証評価受審年度

「適合」1短期大学
上野学園大学短期大学部(平成29(2017)年度)
「不適合」2大学
上野学園大学(平成29(2017)年度)/
苫小牧駒澤大学(平成29(2017)年度)

表2 基準別 指摘件数(短期大学を除く)

基準 指摘の種類	基準1 使命・ 目的等	基準2 学生	基準3 教育課程	基準4 教員・ 職員	基準5 経営・ 管理と 財務	基準6 内部 質保証
優れた点	9	30	16	15	8	9
改善を要する点	1	2	1	6	1	3
参考意見	0	6	4	3	1	3

ポリシーの達成度評価などが挙げられました。基準6「内部質保証」については、責任ある質保証体制の構築や特徴ある自己点検・評価活動に関する「優れた点」がありました。

短期大学の認証評価では、「改善を要する点」はなく、学修支援のための諸施設の整備や特徴ある教養教育の実施など、複数の「優れた点」がありました。

当機構のホームページでは、全ての「優れた点」を年度別にまとめて公表しています(トップ→評価事業→大学等の優れた取組み)。

■57件の改善報告書を受理

認証評価において、改善報告が求められた大学のうち、34大学から57件の改善報告書と根拠資料を受理しました。

当機構は、これらの改善報告書が各大学のホームページで公表されていることを確認した上で、改善報告等審査会及び大学評価判定委員会において審査を行い、その結果を大学へ通知しました。

学校教育法の一部改正に伴う評価システムの改定について

学校教育法の一部が改正されたことを受け、これまで「適合」「不適合」「保留」としていた評価結果を、令和2(2020)年度から「保留」をなくし、「適合」「不適合」のみとする改定を行いました。機関別・分野別認証評価ともに、同様の改定です。

これに伴い、「基準」ごとの「満たしている」「満たしていない」の評価方法についても変更しました。重点評価項目である基準6「内部質保証」とそれ以外の基準1～5では評価方法が異なります。詳しくは実施大綱、「受審のてびき」をご覧ください。

なお、「不適合」に対するフォローアップとして、追評価の制度を新しく設けました。指定の期間内に大学から申請があれば、追評価を行います。

ホームページの評価結果公表の工夫について

年度別の「評価結果一覧」のページでは、大学ごとの自己点検評価書や評価報告書に加え、「特記事項」をワンクリックで閲覧できるようにしました。「特記事項」は、最もアピールしたい点として自己点検評価書に記載するもので、第3期から導入された項目です。

また、自己点検評価書は大学のホームページとのリンクにより掲載していましたが、大学から当機構に提出されたデータを公開する方法に変更し、リンク切れの心配がなく確実に閲覧できるようになりました。

そのほか、各年度の受審校の「優れた点」の一覧を掲載するとともに、英文ホームページでは、評価報告書の「総評」の英訳を公開しています。

新型コロナウイルス感染症への対応

当機構の運営面における対応としては、令和2(2020)年6月の理事会、評議員会を1か月延期し、各種委員会も含めて、全てウェブ会議システムを利用したオンライン開催としています。

また、4月以降に開催を予定していた「大学・短期大学評価セミナー」や「評価充実協議会」などの大規模イベントは中止し、評価員の研修や次年度評価申請校への説明会は、動画配信やウェブ会議で実

施しています。評価に関する会議や実地調査等は全てオンラインで行っています。

当機構では、毎年行っていた職員研修会等は中止しましたが、評価業務等は通常通り行っています。また、全職員へノートパソコンを貸与するなど、今後、状況が変わっても評価事業等が滞りなく実施できるよう執務環境を整備しました。

Annual Plan and Report

当機構の事業計画・事業報告から、主な項目をピックアップしてお知らせします。



令和2(2020)年度 事業計画

● 評価の実施

認証評価42大学・2短期大学・1専門職大学院/再評価1大学

● 評価システム改善

・第3期評価システムにおける実施方法の検証

● 大学の内部質保証に関する調査・研究

・受審大学の自己点検・評価をサポートするため、「優れた自己点検評価書」等について調査・研究

令和元(2019)年度 事業報告

● 評価の実施

認証評価17大学(適合)・1短期大学(適合)/再評価

2大学(不適合)・1短期大学(適合)

● 評価システム改善

・評価チーム団長座談会の実施(12月)
第3期2年目の評価に関する意見聴取
・学校教育法等の法令改正への対応

● 海外評価団体及び大学に対する調査・研究

・評価団体である「スウェーデン高等教育機構」と「フィンランド教育評価センター」及び評価対象校、評価員への訪問調査を実施(9月)

● 諸外国の質保証機関等との交流促進

・台湾の評価機関HEEACTが実地調査にオブザーバーとして参加し、当機構と意見交換会を実施(10月)

認証評価の実施方法を変更

令和2(2020)年度の認証評価は、コロナ禍における対応として、自己点検評価書の提出日の繰下げやエビデンス資料の変更、実地調査の形式やスケジュールの変更等を行いました。

■自己点検評価書の提出日を繰下げ

自己点検評価書の提出期限を本年6月末から7月末へ1か月繰下げを決定し、4月初めに評価校へ通知しました。また、実地調査が従来通りできない場合を想定し、規則集や各種会議体の議事録も可能な限りエビデンス資料として提出するよう依頼しました。

■実地調査をオンライン形式に変更

実地調査は、オンラインで代替することを8月に決定しました。ウェブ会議システムは、「Zoom Meetings Pro」を標準規格として採用しました。ハウリングや通信環境のトラブルを防ぐために、面談では1人1台のパソコンを使用してウェブ会議に参加することとし、評価校の出席者数を原則10人以内としました。また、実地調査前日までに評価校との間で通信環境や動作確認等を行いました。

■教育研究環境等は事前に映像で確認

オンラインに代替したことにより、従来の実地調査スケジュールは大幅に変更しました(右表を参照)。「顔合わせ及び大学責任者との面談」は60分として、従来より30分程度短縮しました。そのため、評価校による「大学の沿革、建学の精神及び特記事項」の説明は事前に映像で提出してもらい、質疑応答に特化した面談としました。「大学関係者と基準ごとの面談」は各基準30分程度として、約45分短縮しましたが、2日目に追加面談の時間を設け、確実に調査が行えるようにしました。

「教育研究環境の視察」も、評価校が20分程度の映像を提出することに変更しました。評価員は、実地調査までに映像を確認した上で、実地調査に臨みました。

■評価員への対応

今年度、評価員を対象とした研修、評価員会議、判定委員会及び意見申立て審査会は、全てオンライン形式で

行うこととしました。また、実地調査をオンラインで代替するに当たり、評価員の所属機関長宛にオンライン評価活動に伴う環境整備の協力依頼を行いました。評価員が所属する大学にある個室やカメラ・マイク付きパソコン、Wi-Fi等通信環境などの利用環境が配慮されたことで、評価員が適切な評価活動を行うための体制が整いました。

次年度の認証評価の対応については、現時点では未定ですが、今年度と同様に、国の方針を注視しながら、引続き適切な評価が行える体制を構築していきます。

表 実地調査 基本スケジュール(オンライン)

	第1日	第2日
10:00	第2回評価員会議	第3回評価員会議
11:00	休憩	休憩
12:00	顔合わせ及び大学責任者との面談 (基準1、基準項目6-1、6-2、 特記事項を含む)	大学関係者と基準ごとの面談 (独自基準、第1日で 終了できなかった基準)
13:00	休憩(昼食)	休憩(昼食)
14:00	学生との面談	追加面談等
15:00	休憩	休憩
16:00	大学関係者と基準ごとの面談 (基準2～5、基準項目6-3)	第4回評価員会議
17:00		終了の挨拶
18:00	終了後の打合わせ	
	自己評価担当者への連絡	

※色線で囲まれた部分は各種の面談



左右に配置された流線は「地球」と、両手で作る「輪」をイメージしています。大学と社会を結ぶ機構でありたいとの想いを込めました。

PeeR(ピア) 第15号

令和2(2020)年12月15日発行

編集人 伊藤敏弘

編集 小林澄子 江成一敏 吉野由紀 林苙伊 鎌内慎也 前河泰正 松永大輝

発行 公益財団法人 日本高等教育評価機構

所在地 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-11 第2星光ビル2階

TEL 03-5211-5131 FAX 03-5211-5132 URL <https://www.jiheer.or.jp/>

当機構へのご意見・ご質問や「PeeR(ピア)」へのご要望は下記メールアドレスへ

✉ hyoukakikou@jihее.or.jp

ホームページからお問合せいただけます

当機構の会員校一覧はこちら→

